

商業登記規則の一部を改正する命令案に関する意見募集の結果について

法 務 省 民 事 局
デジタル庁国民向けサービスグループ

令和7年1月17日（金）から令和7年2月17日（月）まで、商業登記規則の一部を改正する命令案に関する意見の募集を行いました結果、提出者単位で5件の御意見（団体1件、個人4件）が寄せられました。

お寄せいただいた御意見の概要及びそれに対する法務省の考え方について、別紙のとおり取りまとめましたので、公表します。

なお、本件に係る命令案は、「商業登記規則の一部を改正する命令」として、令和7年3月26日（水）に公布されましたので、お知らせします。

御協力ありがとうございました。

(別紙)

項番	意見の概要	御意見に対する考え方
1	Mac にすら対応していない遅れたシステムの利用でお金を取るという発想が間違っている。法人の代表・法人が指定する者のマイナンバーカードで無料で手続きできるようにすべき。	いただいた御意見は今後の参考とさせていただきます。
2	妥当性が高いと考えます。早期に実施していただきたいです。	本命令案への賛同意見として承ります。
3	商業登記電子証明書の証明期間について、「1月」を新たに追加することについて賛成である。なお、「1月」では短いので「2月」も設けるべきであると考えます。	本命令案への賛同意見として承ります。 証明期間の更なる細分化に関する御意見は、今後の参考とさせていただきます。
4	短期の証明書を発行することに賛成します。 加えて、ACME プロトコル等(これに限らない)で証明書の発行を自動化できるとよりよいです。 現在では長期の証明書を Web ブラウザは受け入れない方向に向かっています。長期の証明書は漏洩のリスクが高まります。 また、セキュリティ管理がし辛いと考えています。	本命令案への賛同意見として承ります。 いただいた御意見は今後の参考とさせていただきます。
5	【意見】 本改正案に賛成する。 【理由】	本命令案への賛同意見として承ります。 周知広報に関する御意見は、今後の

<p>1. 証明期間について 商業登記電子証明書の利用については、会社等のコストの削減やセキュリティの向上が図られるなどが期待できるところ、かかるメリットをより享受することができるものと思料する。</p> <p>2. 施行期日について 改正の目的を達成するために、施行期日までに関係団体等に働きかけるなどの周知広報を行う必要があるものと思料する。</p>	<p>参考とさせていただきます。</p>
---	----------------------